

カバをめぐる議論から見えること



第19回ワシントン条約締約国会議が昨年11月にパナマで開かれた。広範な議題が議論されたが、附属書改正を目的とした提案が52件提出されていた。そのなかには、カバに関する提案もあった。

附属書改正提案は、審議の結果如何では、それまで国際商業取引が認められていたものが禁止されたり、逆に解禁されたりすることとなり、毎回の会議での大きなトピックである。

アフリカ諸国がトカゲ提案に反対

本題のカバの前に、EUとベトナムが共同で提出したトカゲの一種インドシナウォータードラゴン条約附属書IIに新規掲載する提案にふれておく。このトカゲは東南アジアを中心に分布しており、ベトナムなどからペット用として大量に輸出されていることから、条約対象種として何らかの規制が必要だというのが提案の趣旨である。

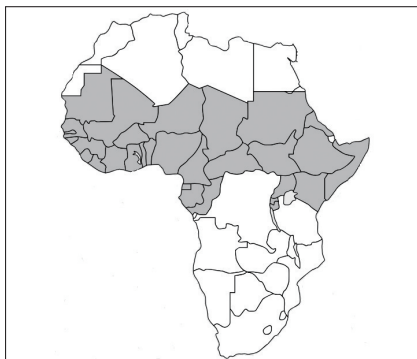
この提案は、11月21日に第一委員会では審議された。ベトナムとEUの提案説明の後、各国が発言した。生息国であるラオスやタイが提案に賛成した一方で、多くの

国が反対した。反対発言をした国を列記すると、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、リベリア、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、トーゴである。すべてがアフリカの国であり、この他に反対発言した国はなかった。

これらの国は異口同音に、附属書II掲載基準に合致しない、生息国による独自の規制で充分である、データが不足しているとして、この提案を否決するよう訴えた。意見が割れたことから、投票に移り、賛成81、反対27、棄権20で、提案は採択された。

反対発言をした国以外で反対票を入れた国は、カンボジア、コモロ、コートジボワール、エチオピア、ガイアナ、インドネシア、マリ、モーリタニア、パプアニューギニア、シエラレオネ、スリナムであった。このうちコモロ、コートジボワール、エチオピア、マリ、モーリタニア、シエラレオネはいずれもアフリカの国である。

カンボジア、ガイアナ、インド



アフリカゾウ連合参加国

ネシア、パプアニューギニア、スリナムは、いずれも野生生物の持続可能な利用支持国として知られていることから、アフリカ諸国とは異なる理由で反対したのかもしれない。

奇妙だったのは、ガボンとコンゴがマリの発言を支持すると述べたことである。マリの国名は先の反対発言国の一覧にはない。マリは発言しなかったのだ。発言しなかったにもかかわらず、マリの国名を口にしたのは、なぜだろう。

反対発言の16カ国は、すべてがアフリカゾウ連合のメンバーである。同連合は32カ国からなる政府の連合体で、動物権団体を中心としたNGOと緊密な協力関係にある。ちなみに、スイスのNGOであるフランツ・ウェーバー財団が政府連合体の事務局を務めている。アフリカゾウ連合およびそれと協力関係にあるNGOは、規制を厳しくする提案に賛成する傾向が強いことが知られている。ワシントン条約対象外であったものを新規に掲載する提案、附属書IIからIにする提案に賛成票を投じてきた。

これまでの経緯からすると、当然EU・ベトナム提案を支持するものと思われた。ところが、彼らは反対したのである。一連の反対発言には、じつは明らかな理由があった。

カバ提案をめぐる議論

この締約国会議では、カバをそれまでの附属書IIからIに移行す

る提案がベナン、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、ガボン、ギニア、リベリア、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴの共同提案として提出されていた。その後、提案国は、附属書Ⅱのまま商業取引の輸出割当をゼロとする提案に修正した。この修正案は原案と効果的には同じである。附属書Ⅱと言いつつ、実質は附属書Ⅰと同じなのである。修正案は11月18日に審議された。

提案提出国の顔ぶれをみると、インドシナウォータードラゴンの提案で反対発言した国がすべて含まれている。今度はマリという国名もある。

一方で、EU27カ国はさらに修正を加え、提案国の商業目的での輸出枠をゼロとし、ほかの国のカバは現行の扱いとすることを提案した。つまり、EUは提案国の修正案に反対し、妥協案を提示したのである。修正案に反対する理由として、EUは次のことを挙げた。

つまり、科学的情報によれば、カバの保全状況は国により異なり、そのため異なる課題に直面している、個々の状況に応じて管理手法は異なるべきで、すべての国のカバの輸出枠をゼロにするという提案は、個体数の多い国の持続的管理を害するリスクがある、合法的な狩猟はカバ保全の一手段であり、提案が採択されたなら、カバ保全に悪影響がある、というのである。

EUとベナンほかの両修正案は投票に付され、EU案は、賛成58、反対51、棄権14で、賛成票は過半数を得たものの3分の2には届かず否決された。ベナンほかの提案は、賛成56、反対56、棄権13で、これも否決された。

附属書Ⅱのまま輸出割当をゼロにするというベナンほか修正案に対して反対発言をした国は、コンゴ民主共和国、タンザニア、ジンバブエ、エスワティニ、マラウイ、南アフリカ、ザンビア、モザンビーク、ナミビア、ボツワナの

南部アフリカ諸国およびカメルーンであった。

賛成発言をしたのは共同提案国のほかに、アフリカのコンゴ、ルワンダ、モーリタニア、モロッコ、ガーナ、ナイジェリア、ブルンジ、ギニアビサウ、中米のコスタリカ、それにフィジーであった。コスタリカは、グアテマラ、ウルグアイ、ベリーズ、パナマ、チリ、パラグアイ、ドミニカ共和国、ホンジュラス、アルゼンチン、エルサルバドルを代表しての発言である。

賛成発言をしたアフリカの国は、モロッコを除けば、すべてアフリカゾウ連合のメンバーである。同連合を構成する国々は、NGOと密接な関係にあり、たとえば閉会式でマリはボーンフリー財団、国際動物福祉基金 (IFAW)、フランツ・ウェーバー財団から大きな支援があったとして、謝意を表した。

ベナンを始めとするアフリカの国々は、当然、EU諸国27カ国も自分たちの提案に賛成してくれるだろうと期待していたに違いない。そのため、意趣返しとして、アフリカには分布していないインドシナウォータードラゴンの規制強化提案に反対したのである。

CoP18でのキリン提案

カバの附属書改正提案は、2019年に開かれた第18回締約国会議でのキリンを附属書Ⅱに掲載する提案と本質的に類似している。キリンは中央アフリカ共和国、チャド、ケニア、マリ、ニジェール、セネガルの共同提案であった。チャドとケニアを除けば、すべてカバ提案国である。カバ提案国もキリン提案国もすべてがアフリカゾウ連合のメンバーである。

両提案の何が類似しているかというと、両種の生息状況である。個体数が減少している国もあれば、安定もしくは増加している国もあるという点である。それに対して一律に同じ網をかぶせようという

のがキリンとカバの提案である。ちなみに1989年の第7回締約国会議でのアフリカゾウの提案も同様である。

キリンの提案は、賛成106、反対21、棄権7で採択された。反対したのは、南部アフリカ諸国のほかは、アフガニスタン、中国、キューバ、アイスランド、日本、ラオス、リヒテンシュタイン、マレーシア、ノルウェー、シンガポール、スイス、ウガンダであった。

ここで、キリン提案とカバ提案の両方に反対した国を見てみよう。ボツワナ、エスワティニ、レソト、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ、タンザニア、ザンビア、ジンバブエはいずれもアフリカ南部に位置している国々である。これに、中国、キューバ、アイスランド、日本、リヒテンシュタイン、ノルウェー、シンガポール、スイス、ウガンダが加わる。合計18カ国である。

これらの国々は、いずれも野生生物の持続可能な利用を支持しており、いわば原理原則にもとづいた投票態度をとっていると言ってよい。リヒテンシュタインのワシントン条約の運用はスイスが代表しており、つねにスイスと同じ態度である。スイスは基本的に野生生物の持続可能な利用の支持を国是としている。アイスランドとノルウェーはいずれも捕鯨国ではあるが、鯨とは無関係の提案についても一貫した立場である。キューバはこれまでのワシントン条約会議で、日本とほぼ同じ投票態度をとってきた。ケニアの隣国であるウガンダは東部アフリカに属すが、南部アフリカ諸国に近い立場をとっている。

一方で、両方に賛成した国のなかには、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカの名前がある。NGOの影響が強い国々である。中南米にも両方に賛成した国が多い。アルゼンチンもそのひとつである。ASEAN加盟国で唯一、

両方に賛成したのがフィリピンである。以前からワシントン条約では、ほかの加盟国とは異なる立場をとってきた国である。

EUの変節

EUがアフリカ諸国によるカバの提案に反対し、修正案を提出した理由は先に述べた。国により生息状況が異なっているため、一律の規制をかけることはカバの保全のためにはならない、というのがベナンほかの提案への反対理由であった。

第7回締約国会議でのアフリカゾウに関する議論では、多くのヨー

ロッパ諸国が附属書ⅡからⅠにする提案に賛成した。第18回締約国会議でのキリンに関する議論では、EU諸国は附属書Ⅱに新規掲載する提案を支持した。それが今回のカバ提案では、一転して、反対したのである。EUの真意はどこにあるのだろうか。

まず、南部アフリカ諸国による取り組みが野生生物保全のための正しいアプローチであるとEUも考えているのではないか。そのため、一律の規制ではなく、増えている国と減っている国は分けて考えるべきだ、と。

「カリスマ的大型動物」という表現がある。ゾウやクジラ、さらに

はサメもそれに該当しよう。カリスマ性は生まれながらにその動物に備わっているのではない。人間側が付与するのである。動物権団体やメディアによるキャンペーンがカリスマを創り上げる。カバは、カリスマの大型動物の域にはまだ達していないのかもしれない。

ほかにも留保権の問題もある。キリンがそうであったように、カバがすべて附属書ⅡからⅠに移行したとしたら、南部アフリカ諸国は留保権を行使しよう。

いずれにしても、これからNGOは攻勢をかけてこよう。今後ともEUが今の立場を維持できるか、見守っていきたい。

第11回定時総会が開催される



令和5年6月29日、東京都内において、当協会の第11回定時総会が開催されました。総会では、令和4年度の事業報告の後、同決算報告が承認されるとともに令和5年度の事業計画及び収支予算が報告されました。本年は2年に一度の役員改選の年にあたっており、大森仁史理事が退任され、新たに一般社団法人全日本持続的養鰻機構理事の清水孝之氏が理事に選任されるとともに、その他の理事、監事については再任されました。また、総会直後に開催された理事会において、引き続き、香川謙二理事が代表理事に前理事が業務執行理事に選定されました。

令和5年度事業計画書(骨子)

I. 広報普及活動

(1) 講演会・会議等の開催

令和5年度は、ワシントン条約(CITES)関連会合として、常設委員会及び動物委員会・植物委員会が予定されており、引き続き、サメ類、ウナギ、ウミガメ等を始めとする水棲生物を含む幅広い問題が議論されることとなっている。本年及び来年に開催されるこれらの委員会では、第19回締約国会議(CoP19)の決定を踏まえた議論が行われることになっており、2025年に予定される第20回締約国会議(CoP20)に向けた準備を進める重要なものとなる。このため、生物資源の持続可能な利用に関する様々な議論の動向を注視しながら情報収集活動と、会員に向けての広報普及活動を推進する。

以上の状況を踏まえ、当協会の具体的な活動として、

① 令和5年中に予定されるCITES常設委員会及び動物委員会に出席し、関係団体と協力して各

締約国政府や巨大な環境団体の動向についての情報を的確に収集し、会議結果を踏まえた今後の対応についての意見交換等を通じて、会員団体や関係者との連携を強化する。

② これらの活動を通じて得られた情報を踏まえ、生物資源の持続可能な利用を推進する講演会や意見交換会を必要に応じて国内各地で開催する。また、生産流通業界等や消費者に対しても、持続可能な利用が危惧されるような自然資源等について、これらの情報の早期伝達、資源の動向についての正しい情報提供を行う。

(2) 会報等の発行

会報としてニューズレターを発行する。これは、当協会の活動状況や内外の環境関係の最新情報を、適宜ニューズレターの形でまとめたもので、会員や関係者に配付する。今年度は3回程度の発行を予定する。

また、GGTウェブサイト(<http://www.ggt.or.jp>)を通じて、最新の情報を会員に対してお知らせするとともに、不特定多数の一

般大衆に対しても、当協会の考え方を広く周知していく。

(3) パンフレット、資料等の作成 配付

国内外における議論を踏まえ、必要に応じて、自然資源の保護と持続可能な利用に関する普及宣伝パンフレット、自然資源の管理、持続的利用の重要性を分かりやすく解説した資料等を作成する。また、環境問題を取り扱った諸外国の報道、情報等の収集を行う。

II. 資源情報調査活動

(1) 委託事業、補助事業の実施

①令和5年度は、国の委託事業として豊かな漁場環境推進事業のうち国際的な海洋生態系保全対策のための持続的利用確保調査事業に取り組む。本事業の内容は次の通りである。

- ・海洋保護区等の適切な設定や管理の充実などの生態系に配慮した漁業管理等の取組について、国内外の優良事例の調査等を踏まえ、専門家による検討会の開催等を通じて、水産資源の持続的利用の観点から海洋保護区等の利用を高度化するための調査・分析及び海洋保護区等に関する漁業者への普及・啓発を行う。

- ・我が国の水産業にとって重要なウナギやナマコ・サメ等に関し、ワシントン条約 (CITES)、CBD や国際自然保護連合 (IUCN) 等の環境関連条約・国際機関における議論の動向や他国の提案等の背景・妥当性等について詳細に調査・分析し、我が国の考え方を発信する。

- ・上記で得られた情報、分析結果等に加え、CITES 等国際機関での決定を踏まえた国内管理措置等の検討・普及を行う。

②国の補助事業である国際資源の管理体制構築促進事業のうち国際漁業戦略的連携促進事業に継続して取り組む。

本事業は、米国、EUなどの主

要国のIUU漁業対策を含む漁業政策、主要国が各地域漁業管理機関 (RFMO) において或いは関係国に対して実施しようとする措置の動向、それらに影響を及ぼす国際NGOや漁業団体の動向などについて把握するための情報収集・分析、及び漁業関係者への情報提供を行うものである。また、国際会議などにおける各国漁業者やNGO等への働きかけ及び情報発信についても併せて取り組む。

③民間からの受託事業としての「象牙原材料確保調査」において、アフリカにおける象牙資源量調査を引き続き実施する。

④同じく民間からの受託事業として、宝石珊瑚保護育成協議会よりワシントン条約対策事業の委託を受け、宝石サンゴが再度CITESにおいて取り上げられることがないようにするために必要な対策を実施する。

(2) 情報の収集

自然資源の保護と利用に関する国際的な最新の動き、関連NGOの活動内容等を関係者に提供するために、日常的な情報収集に加え、国内の関係団体と協力しながら、積極的に情報交換を行う。また、国際場裡において当協会と目的を同じくする海外のNGOや個人と連携して、最新情報の収集に努める。そうした情報のうち、とくに重要なものについては、翻訳するなどして関係者に配布する。

令和5年度の国の補助事業を活用して海外コンサルタント等と契約し、米国や欧州を中心とする国際漁業に関する情報収集に加え、東アジア及びアフリカ諸国の動向についても情報収集を行う。

III. 国際会議等への参加 および海外交流活動

(1) 国際会議等への参加

今年度開催される各種国際環境関係会議に当協会役職員等を必要

に応じて派遣し、また環境に関する多国間会議にもオブザーバー又はアドバイザーとして参加する。具体的に想定する国際会議は次の通り。

- ・CITES 動物委員会 6月19日～23日、スイス・ジュネーブ

- ・CITES 常設委員会 11月6日～10日、スイス・ジュネーブ

(2) 海外NGOとの協力

自然資源の持続可能な利用を推進していくためには、諸外国との関係強化を図る必要がある。特に、自然資源への依存度が高い途上国での持続可能な利用の推進、自然環境保護などの活動に積極的に協力する。また、人的交流の促進を含め、コミュニケーションの拡大を図る。

具体的には、自然資源の保全と持続可能な利用に取り組んでいる海外のNGOの代表が来日する機会を捉え意見交換を行う。また、立場を同じくする海外のNGOとの協力関係を強化するとともに、双方の事業活動の調整を行う。特に、EBCD (ベルギー)、IWMC (スイス・カナダ) を始めとする利用派NGOや海外コンサルタントとの連携を強化する。

IV. 会員募集活動

より多くの会員を獲得するため、当協会の目的や活動内容について多くの人達に理解されるよう、内外のあらゆる活動を通じた不断の努力を継続する。

一般社団法人 自然資源保全協会 役員名簿

役職名	氏名	備考
代表理事	香川 謙二	新任
業務執行理事	前 章裕	
理事	石井 信夫	
理事	内海 和彦	
理事	遠藤 進	
理事	清水 孝之	
理事	田中 要範	
理事	中前 明	
理事	藤瀬 良弘	
理事	八木 信行	
理事	吉本 憲充	
監事	海野 洋	
監事	小坂 智規	